

評議員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人南砺幸せ未来基金(以下「当財団」という。)の定款第26条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集の手続)

第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 定款第23条第2項に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

(評議員提案権)

第3条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(事務局)

第4条 評議員会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

附 則

この規則は、令和6年11月6日から施行する。(令和6年11月6日理事会議決)